

# 農業経営基盤強化促進法の概要

令和2年4月

広島県農林水産局就農支援課  
農地集積グループ

# ■ 農業経営基盤強化促進法に至るまでの経緯

昭和50年

農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

○農用地利用増進事業を創設し、地域ごとの土地利用の調整に基づく集団的な利用権を設定し、安心して農地を貸せるしくみを整備

昭和55年

農用地利用増進法の制定

○利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業等により、農用地の利用増進のために必要な措置を総合的に推進

平成元年

農用地利用増進法の一部改正

○市町村が作成する農業構造改善の目標達成に向けて、農業関係団体が連携し、農用地の利用調整のための多様な活動を展開する仕組み及び遊休農地に関する措置を制度化

平成5年

農用地利用増進法から農業経営基盤強化促進法に法律名を改める

○それまでの「安心して農地を貸せるしくみ」と併せて「効率的かつ安定的な農業経営を育成するためのしくみ」を整備

- ・育成すべき農業経営の目標を明らかにする
- ・農業経営の改善をはかる者に対する農用地の利用集積
- ・経営管理の合理化、経営基盤の強化を促進するための措置

# ■ 農業経営基盤強化促進法とは

- ①安心して農地を貸せる仕組み
- ②農業を担っていく経営体（担い手）を育成するための仕組み

担い手（認定農業者）を明確にして、  
農地を集める（農地の流動化）



## 農地の流動化（利用集積）

地域農業の担い手へ農地を集める（貸借・売買・作業受委託）

## 認定農業者制度

意欲ある農業の担い手を認定し，育成

## 地域営農の確立

集落機能を活かし，効率的な地域の営農体系を構築

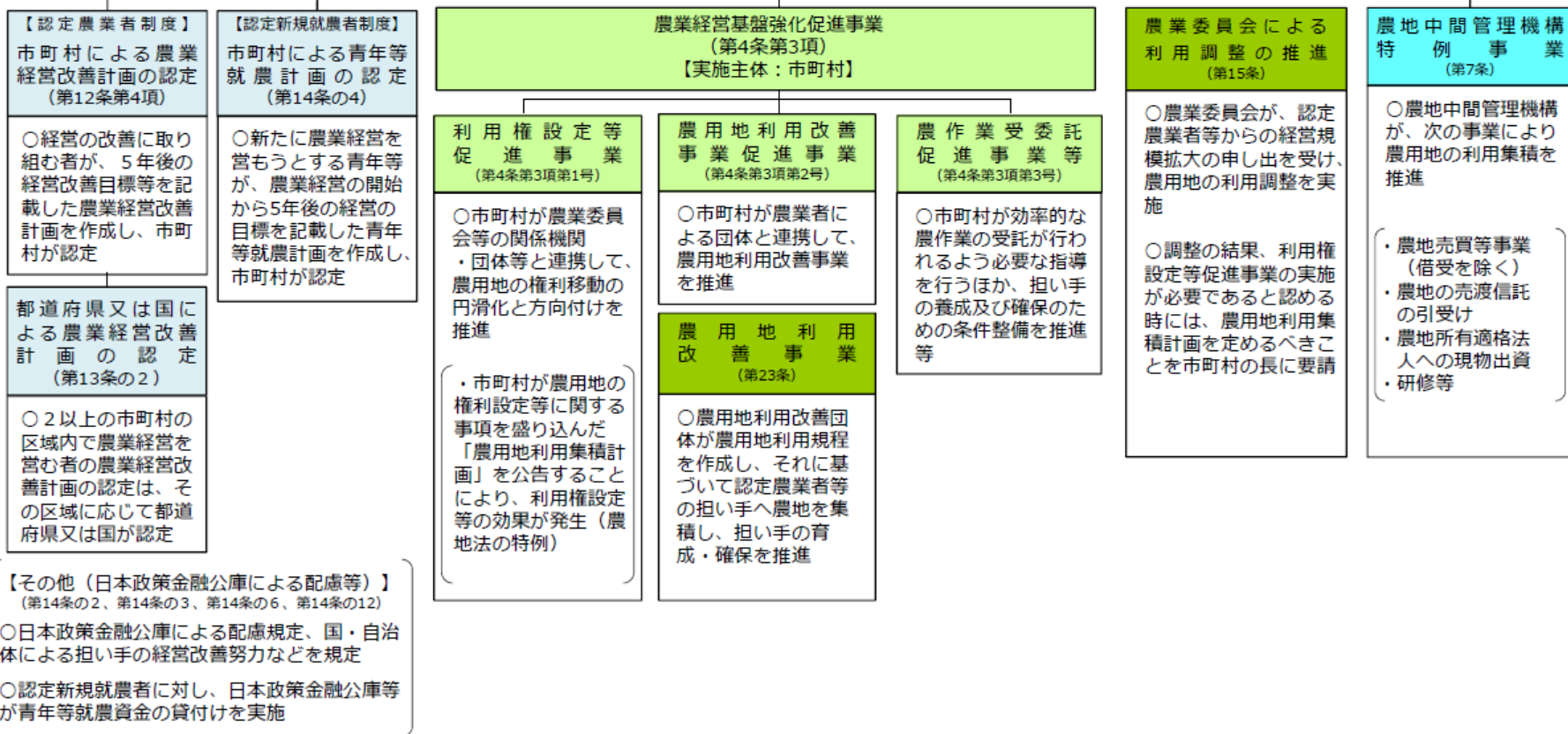
# 農業経営基盤強化促進法の体系

- 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。
- この法律では、市町村等が経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度や経営改善を計画的に進める農業者に対して農用地の利用の集積を行う利用権設定等促進事業等を設け、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講ずることとしています。
- また、農地中間管理機構の5年後見直しにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）による改正が行われ（令和2年4月施行）、これまで市町村段階で実施していた農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統合一体化されることとなりました。

農業経営基盤強化促進基本方針（都道府県知事）  
（第5条）

農業経営基盤強化促進基本構想（市町村）  
（第6条）

・都道府県あるいは市町村が、その地域条件等に配慮して、本法に規定された各種施策の具体的な基準や推進方法を規定



# 利用権設定等促進事業

認定農業者などの担い手に対する農用地の利用集積を図るため、農用地の賃貸借権等の権利移動を円滑にするための事業

## 利用権とは

農業上の利用を目的とする農地の

- ①賃借権(対価を払って借りること)
- ②使用賃貸借権(無償で借りること)
- ③経営受委託に係る使用収益権(委託を受けて農業経営を行い、収入を得ること) のこと

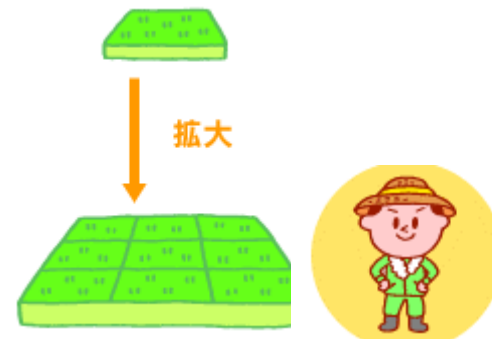
## 利用権の設定等とは

- ①利用権の設定
- ②所有権の移転

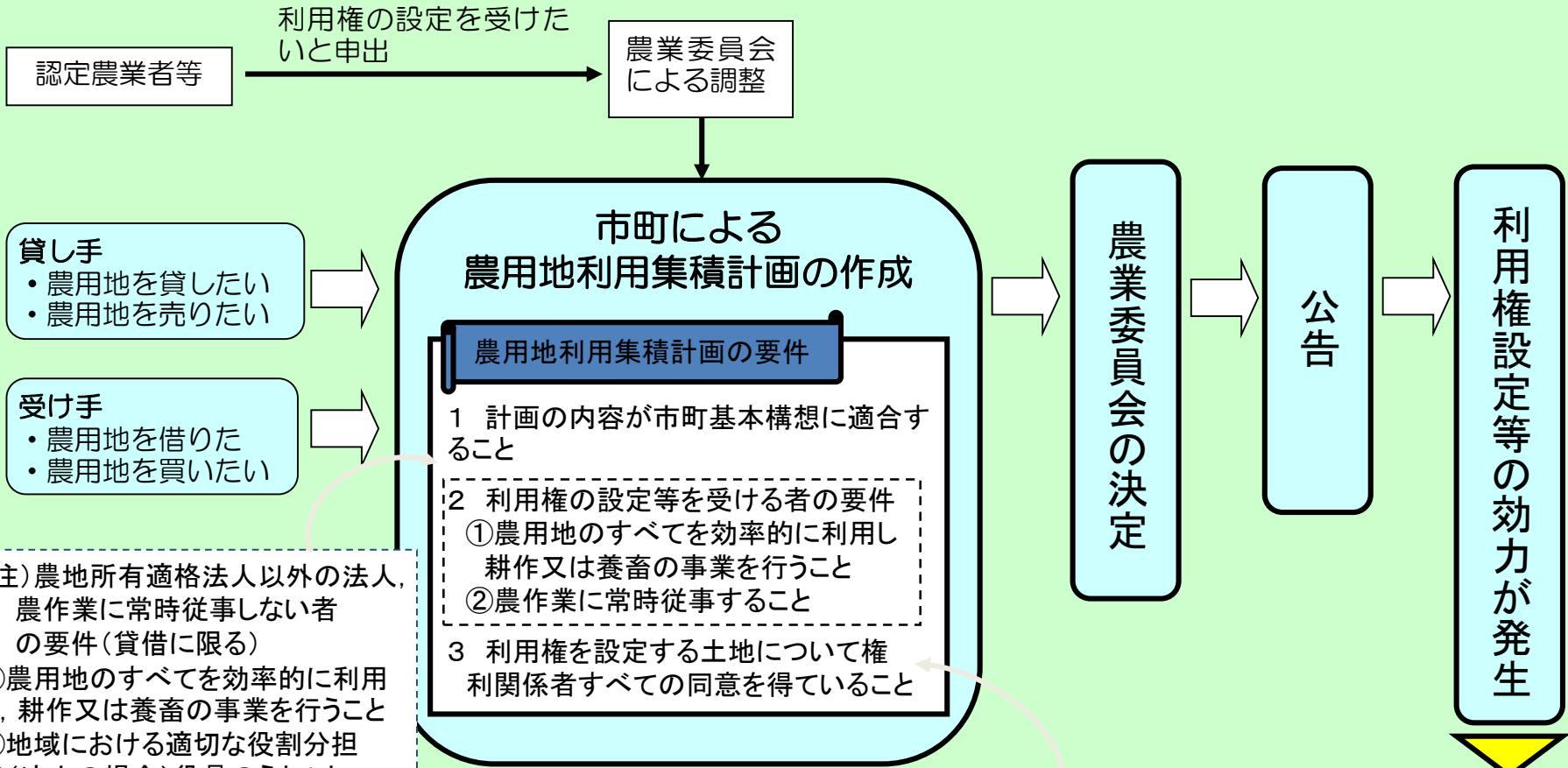
## 対象となる農地等

原則として、市街化区域以外の

- ①農用地
- ②混牧林地
- ③農業用施設用地
- ④開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地



# 利用権設定等促進事業の流れ



**貸し手**  
• 農用地を貸したい  
• 農用地を売りたい

**受け手**  
• 農用地を借りた  
• 農用地を買いたい

**市町による農用地利用集積計画の作成**

**農用地利用集積計画の要件**

- 1 計画の内容が市町基本構想に適合すること
- 2 利用権の設定等を受ける者の要件
  - ①農用地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うこと
  - ②農作業に常時従事すること
- 3 利用権を設定する土地について権利関係者すべての同意を得ていること

(注)農地所有適格法人以外の法人、農作業に常時従事しない者の要件(貸借に限る)

- ①農用地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うこと
- ②地域における適切な役割分担
- ③(法人の場合)役員のうち1人以上が常時従事

※農用地利用集積計画に、農用地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件が定められている必要がある。⇒毎事業年度終了後三カ月以内に農用地に利用状況を市町へ報告。

農用地利用改善団体  
農業協同組合  
土地改良区

ただし、共有の土地についての利用権設定・移転(20年を超えないもの)は、二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

**農地法の適用除外**

- ①許可手続(3~5条)
- ②賃貸借法定更新(17条)

## 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律との関係

	どちらかの手続きが必要	
①農用地に賃借権又は使用貸借権を設定する場合	農地法第3条許可	基盤強化法 利用権設定等促進事業
②農用地を農業用施設用地等農業目的に転用するため利用権設定等が行われる場合(農用区域の場合)	農地法第4条 及び第5条許可 (農振法第15条の2)	基盤強化法 利用権設定等促進事業 あわせて開発事業計画書の提出 (基本要綱別紙10の第1の2に基づく)
③農用区域内の土地について開発行為をするための利用権設定が行われる場合	農振法第15条の2	基盤強化法 利用権設定等促進事業 あわせて開発事業計画書の提出 (基本要綱別紙10の第1の2に基づく)

## 利用権設定等による主なメリット

	受け手	出し手
賃借の場合		■ 契約期限が到来すれば必ず返還される
所有権移転の場合	■ 不動産取得税の軽減など税金面での優遇措置を受けることができる	■ 譲渡所得について特別控除を受けることができる
その他	■ 農地法で規定されている下限面積の要件はない	

## ■農地法と農業経営基盤強化促進法との関係

### ○共有地の取り扱い

農用地利用集積計画に共有者全員の同意がなくても貸し借りが可能。

※ 平成21年の法改正により、5年超えない利用権の設定にあつては、共有持分の2分の1を超える同意でよいこととされた（平成30年の法改正により、その期間が20年以内に長期化）。

### ○下限面積

農地法では、農地の権利の合計が50a（市町ごとに設定可能）に達しないと不許可となるが、基盤強化法では農業経営の規模拡大等を円滑に進める観点から、下限面積を定めていない。

### ○法定更新

農用地利用集積計画により設定された賃借権については、期間満了により、賃貸借は手続きもなく自動的に終了する（農地法第17条（法定更新）の適用除外）。

ただし、賃貸借の存続期間の途中で解約し、土地を返してもらう場合は、農地法第18条が適用される。

#### 【参考：相続の場合】

賃借権の存続期間中に借り手又は貸し手が死亡した場合は借り手の地位が相続人に承継されます。貸し手の死亡の場合も同様です。

これに対して、使用貸借による権利の場合は、借り手の死亡によりその効力を失います（民法599条）



## ■平成30年度農業経営基盤強化促進法一部改正の概要

1 共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を20年に延長する。（第18条第3項第4号）

※ 市町基本構想の変更が必要

2 共有者不明農地（共有に係る農地であって、共有持分の2分の1以上を有する者を知ることができないものをいう。以下同じ。）に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例を、以下のとおり創設する。

- ① 市町村長は、農用地利用集積計画を定める場合において共有者不明農地がある場合は、農業委員会に対し探索を要請できるものとする。農業委員会が行う探索については、その方法を政令で明確化する。（第21条の2）
- ② 農業委員会は、探索を行ってもなお2分の1以上の共有持分を有する者を知ることができない場合には、知れている共有者の全ての同意を得て、市町村の定めようとする農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。（第21条の3）
- ③ 公示の結果、不確知共有者が一定の期間内に公示に係る事項について異議を述べなかった場合には、当該不確知共有者は農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。（第21条の4）